

第28号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 社団法人島根県観光連盟（平成4年4月1日に社団法人島根県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。